

胎内市奨学金返還支援事業 学生等募集要項(2019年卒業予定者等)

胎内市は、「企業版ふるさと納税制度」を活用し、貸与型奨学金を利用した方で、 市が指定する事業所(以下「指定事業所」といいます。)に就職し市内に居住した 方に対して、就職後4~8年目に<u>年間最大 10.8 万円を5年間(最大 54 万円)支</u> 援する事業を始めました。

本事業の利用を希望する方を募集しますので、ぜひご応募ください。

1 募集の対象となる方

次の●のいずれかに該当する方を対象とします。

- ●大学等 (※1) の卒業年次に在籍する大学生等 (※2) のうち 2018 年度内に卒業する見込みの方で、次の (1) ~ (4) の全てに該当する方
 - (1) 奨学金 (※3) の貸与を受けている方
 - (2) 大学等を卒業後、胎内市内の指定事業所に就職 (¾4) することを希望し、 かつ、胎内市内に定住 (¾5) する見込みの方
 - (3) 2019年4月1日時点で、30歳未満の方
 - (4) 胎内市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難 されるべき関係を有する者でない方
- ●既卒者 (※6) で、次の (5) ~ (10) の全てに該当する方
 - (5) 奨学金の返済残額がある方
 - (6) 胎内市内の指定事業所に就職することを希望する方
 - (7) 応募する時点で、市外に住所があり、2019 年4月1日までに胎内市内に 定住する見込みの方
 - (8) 応募する時点で、胎内市内で就労していない方
 - (9) 2019年4月1日時点で、30歳未満の方
 - (10) 胎内市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難 されるべき関係を有する者でない方
- ※1「大学等」とは、短期大学を含む大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程、公共 職業能力開発施設を指します。
- ※2「大学生等」とは、大学等に在籍する学生を指します。
- ※3「奨学金」とは、日本学生支援機構、新潟県、胎内市その他団体が貸与する奨学金を指します。

- ※4「就職」とは、総合職(事務職、研究職、開発職、技術職など)、保育士・幼稚園教諭(認可を受けた保育所・こども園など)または医療・福祉職(看護師、介護福祉士、社会福祉士など)として就職することを指します。
- ※5「定住」とは、胎内市に住民登録することを指します。
- ※6「既卒者」とは、大学等を卒業した方を指します。

2 募集人員

4名

3 募集期間

平成30年4月~平成30年8月31日(金)当日消印有効

4 補助金額

最大54万円(年額10万8千円を上限に、就職後4~8年目に交付)

(注) 奨学金返済残額により補助金額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

5 応募方法

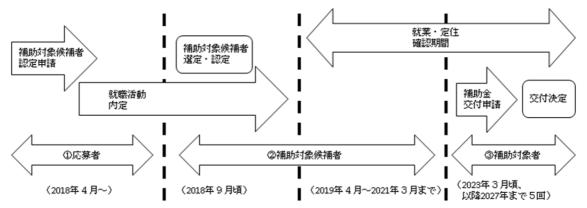
次の(1)~(4)の全ての書類を募集期間内に郵送で提出してください。

- (1)補助対象候補者認定申請書
- (2) 大学等の在学証明書または卒業証明書
- (3) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与証明書等のコピー
- (4) 奨学金の借入残額が分かる書類のコピー
 - (注) 書き方など不明な点がありましたらお問い合わせください。
 - (注) 応募内容に誤りがある場合は、認定を取り消す場合があります。

6 補助対象候補者認定方法

- ・抽選の上、決定します。(結果は、募集期間終了後にお知らせします。)
- ・応募状況にもよりますが、①総合職、②保育士・幼稚園教諭、③医療・福祉職の①~③の枠から1名ずつ抽選し、残りの1名は枠に関係なく抽選します。
- ・補助金の交付まで時間を要することから、順位を付けた補欠認定を行います。 補助対象候補者が認定辞退等により欠員となった場合は、指定した順位に基 づいて、候補者としての認定を受けるか確認させていただきます。

7 補助金が交付されるまで



※ <u>補助対象者の間も指定事業所で就業し、かつ、市に住民登録していることが補助金交付の条件となります。</u>

8 手続きの流れ

	10			
区分	手続きの種類		提出書類	提出期間
①応募者	補助対象候補者	ア	申請書	2018年4月~
	認定申請	1	大学等の在学証明書	2018年8月31日
			または卒業証明書	
		ウ	奨学金貸与機関が発	
			行する奨学金の貸与	
			証明書等のコピー	
		工	奨学金の借入残額が	
			分かる書類のコピー	
②補助対象	勤務証明届	ア	勤務証明書	2019年3月~
候補者				2022年3月
③補助対象者	補助金交付申請	ア	交付申請書兼実績報	2023年3月頃
	(就職後4~8		告書	(2023~2026年度
	年目)	イ	勤務証明書	も同様)

- ※ 住所など申請事項の異動があった場合は、報告が必要となります。
- ※ 補助対象者には、アンケート調査など、本市の活性化に関してご協力をお願いすることがあります。

【連絡先・申込先】 959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市総合政策課 定住促進担当

電話:0254-43-6111 (内線1363) ファクス:0254-43-2868

電子メール: kikaku@city. tainai. lg. jp